

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0529第3号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

■ 適用日 令和2年6月1日から適用

■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
ロイシンリッチ α 2グリコプロテイン	276点

■ 検査方法が追加された項目

項目	保険点数
HIV-1 核酸定量〔TMA法と核酸ハイブリダイゼーションを組み合わせた方法〕	520点



▼詳細内容

検査項目	保険 点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備 考
ロイシンリッチ α 2 グリコプロテイン	276点	生化学的 検査(I)判断 料 (※4: 144点)	D003 糞便検査の 「9」	<p>血清を検体として、ロイシンリッチα2グリコ プロテインを潰瘍性大腸炎又はクローン病の病 態把握を目的として測定する場合は、区分番号 D003 糞便検査の「9」カルプロテクチン(糞 便)の所定点数を準用して3月に1回を限度と して算定できる。ただし、医学的な必要性から、 本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な 理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書 の摘要欄に記載する。</p> <p>ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を 目的として、区分番号D003の「9」カル プロテクチン(糞便)又は区分番号「D31 3」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行っ た場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>イ ロイシンリッチα2グリコプロテインを測 定する場合は、当該検査にかかる判断料につ いては、区分番号「D026」検体検査判断 料の4生化学的検査(I)判断料を算定する。</p>
HIV-1 核酸定量	520点	微生物学的 検査判断料 (※7: 150点)	D023 微生物核酸同 定・定量検査 の「15」	<p>HIV-1 核酸定量</p> <p>ア 「15」のHIV-1 核酸定量は、PCR法 と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わ せた方法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼ ーションを組み合わせた方法により、HIV 感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号 「D012」感染症免疫学的検査の「17」H IV-1 抗体、「16」のHIV-1, 2抗体 定性、同半定量、HIV-1,2抗原・抗体同時 測定定性、「18」のHIV-1,2抗原・抗体 同時測定定量、又は「18」のHIV-1, 2 抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場 合にのみ算定する。</p> <p>イ 当該検査と区分番号「D012」感染症免疫 学的検査の「46」HIV-1 抗体(ウエスタ ンプロット法)を併せて実施した場合は、そ れぞれを算定することができる。</p>